令和3年1月26日 内閣官房内閣人事局

国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ

<ポイント>

令和元年度、各府省等の国家公務員について、新たに育児休業を取得した男性職員の割合(育児 休業取得率)、「男の産休」の5日以上使用率(注1)ともに、調査開始以降、最高数値。(注2) また、男性職員の育児休業取得率について、第4次男女共同参画基本計画に定める成果目標 (13%)を達成。

令和2年度からは、子供の生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できるよう取組を進めており、男性の育児参画に向けた取組を一層推進する。

- 注1 配偶者出産休暇(2日)又は育児参加のための休暇(5日)を合計5日以上使用した割合
- 注2 育児休業の取得状況については平成16年度から、「男の産休」の使用状況については平成26年度から調査を開始。

1 公表の趣旨

政府においては、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。平成28年1月28日一部改正)等を踏まえ、女性職員の活躍の推進及び男女全ての職員のワークライフバランスの実現に取り組んでいるところ。

今般、令和元年度の国家公務員の育児休業等の取得状況について、フォローアップを行った。

2 実施結果 (概要)

項目	今回のフォローアップで 把握した数値	昨年把握した数値	第4次男女共同参画基本 計画に定める成果目標 (期限)	
国家公務員の育児休業取得率	(注1・2)			
男性職員	16.4%(令和元年度)	12.4% (平成30年度)	13% (令和2年)	
女性職員	100.5%(令和元年度)	98.5% (平成30年度)	_	
「男の産休」(配偶者出産休暇	及び育児参加のための休暇	使用率 (注3)		
「男の産休」を5日以上使用	79.6%(令和元年度)	67.8%(平成30年度)	<100%> 注3	
配偶者出産休暇	90.4%(令和元年度)	84.6%(平成30年度)	_	
育児参加のための休暇	87.4%(令和元年度)	74.5%(平成30年度)	_	

- 注1 「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和元年度)の結果について」(令和2年12月25日人事院)における一般職国家公務員(行政執行法人職員を除く。)の数値に、防衛省の特別職の数値を加えて算出している。行政執行法人職員を含めた一般職国家公務員の男性の育児休業取得率は28.0%、「男の産休」5日以上使用率は82.1%。
 - 行法人職員を含めた<u>一般職国家公務員の男性の育児休業取得率は28.0%、「男の産休」5日以上使用率は82.1%。</u> 2 「育児休業取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数(例えば、令和元年度については令和元年度中に新たに育児休業を取得した者(平成28~30年度に取得可能となった職員数を含む。))」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。
 - 3 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」において、全ての男性職員が配偶者出産休暇(2日)又は育児参加のための休暇(5日)の両休暇合計5日以上使用することが目標とされている。

【連絡先】内閣官房内閣人事局

女性活躍促進・ダイバーシティ担当

永田、鳥井、大村、畑谷 電話 03-6257-3749 (直通) FAX 03-3502-0603

国家公務員の育児休業等の取得状況(令和元年度)

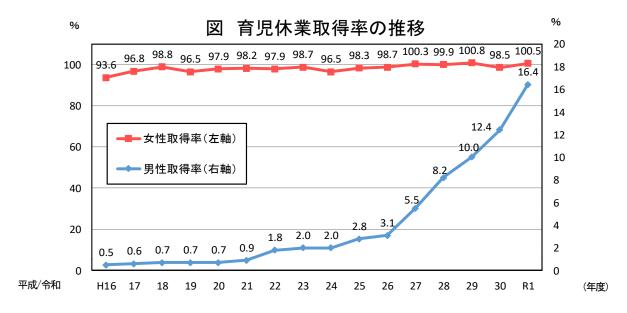
注 一般職(行政執行法人職員を除く。)及び防衛省の特別職の数値。作成に当たっては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和元年度)の結果について」(令和2年12月25日人事院)から、行政執行法人職員の数値を除き、防衛省の特別職の数値を加えている。

1 国家公務員の育児休業の取得状況(資料1(4ページ))

(1) 新規取得者数及び取得率

- 新たに育児休業を取得した男性職員は1,968人、取得率は16.4%(前年度から 4.0ポイント増。取得職員数・取得率とも過去最高)
- 新たに育児休業を取得した女性職員は2,801人、取得率は100.5%(前年度から 2.0ポイント増)

			男性職員		女性職員			
		新規 取得者数 (人) (A) ^{注1}	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数(人)(B) ^{注2}	取得率 (%) (A/B) ^{注3}	新規 取得者数 (人) (A') ^{注1}	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 強員数(人)(B')	取得率 (%) (A' /B')	
2	令和元年度	1, 968	11, 997	16. 4	2, 801	2, 788	100. 5	
2	平成30年度	1, 567	12, 651	12. 4	2, 710	2, 751	98. 5	



- 注1 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業 (再度の育児休業者を除く。) を取得した人数をいう。
 - 2 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中 に産後休暇が終了した女性職員(例えば、令和元年度については平成31年2月3日から令和2年2月3日までに出産した女性職員(産後の特 別休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。
 - 3 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数(例えば、令和元年度については、令和元年度中に新たに育児休業を取得した者(平成28~30年度に取得可能となった職員数を含む。))」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

(2) 新規取得者の育児休業期間

- 令和元年度に新たに育児休業を取得した職員の休業期間の平均は、男性2.0 月・女性16.6月(全職員10.6月)。前年度は、男性2.0月・女性15.4月(全職員10.5月)となっていた。
- 休業期間の分布状況は、全職員では「1月以下」が29.0%と最も多く、次いで「12月超24月以下」が18.4%の順となっている。

図 育児休業期間の状況 (全職員)

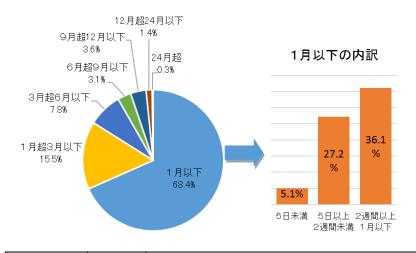


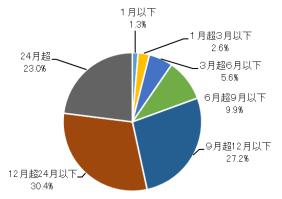
(注) 円グラフの内訳は、それぞれ四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある(以下の各円グラフ及び表について同じ)。

○ 休業期間の分布状況を男女別にみると、男性は「2週間以上1月以下」が 36.1%と最も多く、女性は「12月超24月以下」が30.4%と最も多い。

図 育児休業期間の状況 (男性)

図 育児休業期間の状況(女性)





(単位:人)

区分	新規				育児休業取得期間 注					
	取得者数	5日未満	5日以上2 週間未満	2週間以上 1月以下	1月超3月 以下	3月超6月 以下	6月超9月 以下	9月超12月 以下	12月超24月 以下	24月超
男性職員	1, 968	100 (5. 1%)	536 (27. 2%)	710 (36. 1%)	306	153	61	70	27	5
		1月以下:1,346 (68.4%)			(15. 5%)	(7.8%)	(3. 1%)	(3. 6%)	(1.4%)	(0.3%)
女性職員	2, 801	5 (0. 2%)	10 (0. 4%)	22 (0. 8%)	74 (2. 6%)	157 (5. 6%)	276 (9. 9%)	761 (27. 2%)	852 (30. 4%)	644 (23. 0%)
計	4, 769	105 (2. 2%)	546 (11. 4%)	732 (15. 3%)	380 (8. 0%)	310 (6. 5%)	337 (7. 1%)	831 (17. 4%)	879 (18. 4%)	649 (13. 6%)

注 「育児休業取得期間」の()は、育児休業の新規取得者数に占めるそれぞれの区分ごとの育児休業取得期間の職員数の割合

2 「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況 (資料2(5ページ))

○ 「男の産休」5日以上使用率(配偶者出産休暇(2日)又は育児参加のための休暇(5日)を5日以上使用した男性職員の割合)は、<u>前年度から11.8ポイント増の</u>79.6%(9,544人)。

なお、令和元年度に子が生まれた男性職員(11,997人)のうち、<u>「男の産休」を</u>使用した男性職員の割合は92.7%(11,116人)(前年度88.1%(11,143人))。

注 「「男の産休」を使用した男性職員」には、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のどちらか一方の休暇のみ使用した場合、両休暇を使用した場合、そのいずれも含まれる。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
	度	度	度	度	度	度
「男の産休」 5日以上使用率 (%)	24. 7	30.8	39. 1	51.9	67.8	79. 6

(1) 配偶者出産休暇

令和元年度に子が生まれた男性職員(11,997人)のうち、配偶者出産休暇を使用 した男性職員の割合は90.4%(10,840人)(前年度84.6%(10,699人))、平均使 用日数は1.9日(前年度1.9日)となっている。

注 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる 特別休暇

(2) 育児参加のための休暇

令和元年度に子が生まれた男性職員(11,997人)のうち、<u>育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は87.4%(10,485人)</u>(前年度74.5%(9,430人))、平均使用日数は4.1日(前年度4.1日)となっている。

注 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に 達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇

表 府省等別国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段:令和元年度、下段:平成30年度)

		(上叔: 口仁	兀干 皮、	十八30 十尺		
		男性職員			女性職員	
府省等名	新規 取得者数 (人) (A)	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数(人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人) (A')	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数(人) (B')	取得率 (%) (A'/B')
内閣官房	6	30	20. 0	3	1	0.0
	1	28	100.0	1	3	100. 0 100. 0
内閣法制局	0	3	0.0	1	1	100.0
内閣府	10	54	18. 5	27	27	100.0
L 1441/1.1	9	44	20. 5	12	13	92. 3
宮内庁	1 7	19	5.3	3	3	100. 0 100. 0
	7	28 27	25. 0 40. 7	14	4	100.0
公正取引委員会	10	29	34. 5	10	9	111. 1
国家公安委員会	16	160	10.0	28	28	100.0
(警察庁)	7	130	5. 4	31	31	100.0
個人情報保護委員会	0	1	0.0	0	0	_
	0	2	0.0	0	0	_
カジノ管理委員会	0	1	0.0	0	0	_
	11	65	16. 9	14	14	100. 0
金融庁	6	45	13. 3	17	16	106. 3
2017 = +44 = -1-	0	6	0.0	3	3	100.0
消費者庁	2	5	40.0	2	2	100.0
復興庁	0	6	0.0	0	0	_
7友央/ 1	0	9	0.0	0	0	-
総務省	17	104	16. 3	42	41	102. 4
	29	128	22. 7	40 372	40	100. 0
法務省	254 157	1, 394 1, 455	18. 2 10. 8	352	375 352	99. 2 100. 0
11 =1.15	22	164	13. 4	52	53	98. 1
外務省	14	149	9. 4	65	69	94. 2
財務省	715	1, 641	43. 6	653	647	100. 9
州 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	610	1, 682	36. 3	695	707	98. 3
文部科学省	16	56	28. 6	34	34	100.0
	900	54	7. <u>4</u> 59. 2	34	35	97. 1
厚生労働省	283 249	478 465	53. 5	216 208	219 208	98. 6 100. 0
# II I I	53		27. 3		119	100.0
農林水産省	40	265	15. 1	89	90	98. 9
経済産業省	34		20. 9	76	76	100.0
在	42	177	23. 7	59	58	101. 7
国土交通省	177	1, 250	14. 2		234	100.0
	111	1, 373	8.1	212	208	101. 9
環境省	7 8	45 45	15. 6 17. 8		14 20	100. 0 100. 0
	317	6, 103	5. 2		868	100.0
防衛省	247	6, 500	3.8	842	871	96. 7
1 事100	4	8	50.0	5	5	100.0
人事院	8	13	61.5	4	4	100.0
会計検査院	13	27	48. 1	12	12	100.0
A HIN HIN	7	22	31. 8		10	100.0
合計	1, 968	11, 997	16. 4	2, 801	2, 788	100. 5
Ц РІ	1,567	12, 651	12. 4	2, 710	2, 751	98. 5

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和元年度)の結果について」(令和2年12月25日人事院)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成

^{2 「}新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

^{3 「}当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員(令和元年度については平成31年2月3日から令和2年2月3日まで、平成30年度については平成30年2月3日から平成31年2月2日までに出産した女性職員(産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。

^{4 「}取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数(当該年度中に新たに育児 休業を取得した者(令和元年度については平成28~30年度、平成30年度については平成27~29年度に取得可能となった職員数を含む。))」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。

⁵ カジノ管理委員会は、令和2年1月7日に設置された組織であるため、平成30年度の数値は「一」となっている。

表 府省等別「男の産休」(配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇)の使用状況

(上段:令和元年度、下段:平成30年度)

		<u> </u>	1017700172001	7. 一次 00 千皮				
当該年度		「男の	産休」	配偶者出	出産休暇	育児参加のための休暇		
府省等名	に子が生ま れた男性職 員数 (人) (A)	(A) のうち 「男の産休」 を5日以上使 用した職員数 (人) (B)	使用率 (%) (B/A)	(A) のうち 配偶者出産休 暇を使用した 職員数(人) (C)	使用率 (%) (C/A)	(A) のうち育 児参加のため の休暇を使用 した職員数 (人) (C')	使用率 (%) (C'/A)	
内閣官房	30	19	63. 3	23	76. 7	22	73. 3	
	28	20	71. 4 100. 0		78. 6 100. 0	20	71. 4 100. 0	
内閣法制局	1 3	3	100. 0	•	100.0	1 3	100. 0	
+ H + +	54	38	70. 4		87. 0	43	79. 6	
内閣府	44	20	45. 5		86. 4	32	72. 7	
宮内庁	19	17	89. 5		94. 7	18	94. 7	
	28 27	23 25	82. 1 92. 6	26 27	92. 9 100. 0	25 27	89. 3 100. 0	
公正取引委員会	27 29	25 24	92. 0 82. 8		93. 1	27 26	89. 7	
国家公安委員会	160	113	70. 6		91. 3	133	83. 1	
(警察庁)	130	78	60.0	119	91.5	106	81. 8	
個人情報保護委員会	1	0	0.0		100.0	0	0.0	
	2	2	100.0		100.0	2	100.0	
カジノ管理委員会	<u> </u>	0	0.0	1	100. 0	0	0.0	
	65	47	72. 3	53	81. 5	54	83. 1	
金融庁	45	34	75. 6		88.9	38	84. 4	
沿弗老庁	6	4	66. 7	5	83. 3	5	83. 3	
消費者庁	5	4	80.0		80.0	5	100.0	
復興庁	6	5	83. 3		100.0	6	100.0	
	9	8	88. 9		100.0	9	100.0	
総務省	104 128	73 79	70. 2 61. 7	·····	91. 3 89. 1	93 105	89. 4 82. 0	
N -1 -1	1, 394	1, 304	93. 5		95. 9	1, 358	97. 4	
法務省	1, 455	1, 331	91. 5		93. 7	1, 406	96. 6	
外務省	164	42	25. 6	56	34. 1	55	33. 5	
7下伤1	149	31	20.8		34. 2	46	30.9	
財務省	1,641	1,504	91. 7		96. 6	1, 592	97.0	
	1, 682 56	1, 511 41	89. 8 73. 2		96. 3 94. 6	1, 617 54	96. 1 96. 4	
文部科学省	50 54	38	73. <u>2</u> 70. 4		94. 0	54 47	90. 4 87. 0	
屋 化 206 图 40	478	392	82. 0	-	91. 2	426	89. 1	
厚生労働省	465	391	84.1	447	96. 1	433	93. 1	
農林水産省	194	154	79. 4		92. 8	175	90. 2	
及日本	265	155	58. 5		84. 5	197	74. 3	
経済産業省	163	144	88. 3		94. 5	156	95. 7	
	177 1, 250	128 883	72. 3 70. 6		87. 0 91. 9	154 1, 061	87. 0 84. 9	
国土交通省	1, 373	751	54. 7		86.7	982	71. 8	
環境省	45	27	60. 0		80. 0	34	75. 6	
垛 児旬	45	30	66. 7		91. 1	36	80.0	
防衛省	6, 103	4, 679	76. 7		88. 4	5, 138	84. 2	
NA LEA EL	6, 500	3, 883	59. 7		78.8	4, 111	63. 2	
人事院	8 13	7 13	87. 5 100. 0		100. 0 100. 0	8 13	100. 0 100. 0	
V	27	25	92. 6		92. 6	26	96. 3	
会計検査院	22	16	72. 7		90.9	20 17	77. 3	
_	11, 997	9, 544	79. 6		90. 4	10, 485	87. 4	
合計	12, 651	8, 573	67. 8			9, 430	74. 5	
	12, 001	5,510	00	10,000	51.0	0, 100		

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和元年度)の結果について」(令和2年12 月25日人事院)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成

² カジノ管理委員会は、令和2年1月7日に設置された組織であるため、平成30年度の数値は「一」となっている。